

平成 17 年 12 月 5 日

各 位

会社名 丸全昭和運輸株式会社
代表者名 代表取締役社長 野口正剛
(コード番号 9068 東証第一部)
問合せ先 取締役経理部長 山形正治
(TEL 045—671—5861)

無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 12 月 5 日開催の取締役会において、130%コールオプション条項付第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

なお、本社債の募集につきましては、発行価額（額面 100 円につき金 100 円）と異なる価格（発行価格、額面 100 円につき金 102.5 円）で一般募集を行います。

記

1. 社債の名称 丸全昭和運輸株式会社 130%コールオプション条項付第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額下方修正条項及び転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付）（以下「本社債」といい、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）
2. 社債の総額 金 50 億円
3. 各社債の金額 金 100 万円の 1 種
4. 社債券の形式 無記名式利札付に限る。
5. 利率 未定（年 0.0%を仮条件とする。）
利率については、上記仮条件により需要状況を勘案したうえで、平成 17 年 12 月 14 日（水）に決定する予定。
6. 発行価額 本社債額面 100 円につき金 100 円
ただし、本新株予約権は無償にて発行するものとする。
7. 発行価格（募集価格） 本社債額面 100 円につき金 102.5 円
8. 償還価額 本社債額面 100 円につき金 100 円
ただし、繰上償還する場合は、第 17 項第(3)号又は第(4)号に定める価額による。
9. 分離譲渡の禁止 商法第 341 条ノ 2 第 4 項の定めにより本新株予約権または社債のうち一方のみを譲渡することはできないものとする。
10. 償還期限 平成 23 年 3 月 31 日(木)
11. 申込期間 平成 17 年 12 月 15 日(木)から平成 17 年 12 月 20 日(火)まで
12. 払込期日 平成 17 年 12 月 21 日(水)
13. 募集方法 一般募集
14. 物上担保・保証の有無 本社債には物上担保及び保証は付されておらず、また本社債のために特に留保されている資産はない。
15. 財務上の特約 担保提供制限条項、担保付社債への切替条項、特定資産の留保条項及び利益維持条項が付されている。
16. 利払日 毎年 3 月 31 日及び 9 月 30 日

ご注意：この文章は、当社の 130%コールオプション条項付第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

17. 社債の償還の方法及び期限

- (1) 本社債の元本は、平成 23 年 3 月 31 日にその総額を償還する。ただし、本社債の繰上償還及び買入消却に関しては、本項第 (3) 号乃至第 (5) 号に定めるところによる。
- (2) 償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。
- (3) 当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社は、当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となることを当社の株主総会で決議した場合、残存する本社債の総額を本社債の額面 100 円につき次の価額で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

平成 17 年 12 月 22 日から平成 18 年 3 月 31 日まで	金 105 円
平成 18 年 4 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日まで	金 104 円
平成 19 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日まで	金 103 円
平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで	金 102 円
平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日まで	金 101 円
平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 30 日まで	金 100 円

(4) 130%コールオプション条項

当社は、株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含まない。）がある 20 連続取引日にわたり、当該終値が第 18 項第 (7) 号乃至第 (9) 号の規定によって当該各取引日に適用のある転換価額（ただし、株式分割が行われる場合の株主割当日（取引所取引が行われない日である場合にはその直前の取引日）の 3 取引日前の日から株主割当日（同前）当日までの 4 取引日の間における本 130%コールオプション条項の適用に当っては、株式分割に関する第 18 項第 (9) 号の規定による調整後の転換価額の適用時期にかかわらず、当該各取引日の 1 か月前の日の登記済み発行済株式総数を既発行株式数とし、当該株式分割により発行されることとなる株式数を新発行・処分株式数として、同号の転換価額調整式に当てはめて計算された転換価額をもって「当該各取引日に適用のある転換価額」とみなす。）の 130%以上であった場合、平成 19 年 1 月 4 日以降いつでもその時点において未償還の本社債の総額を額面 100 円につき金 100 円で繰上償還することができる。この場合、当社は本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

- (5) 本社債の買入消却は、発行日の翌日以降いつでもこれを行うことができる。ただし、本社債の社債部分または本新株予約権の一方のみを消却することはできない。本社債の買入消却の場合、当社は取得した本新株予約権につき、その権利を放棄するものとする。

18. 本新株予約権の内容

(1) 本社債に付された本新株予約権の数

各本社債に付された本新株予約権の数は 1 個とし、合計 5,000 個の本新株予約権を発行する。なお、本社債の券面総額に対する本新株予約権の付与割合は 100%とする。

(2) 本新株予約権の発行価額

無償とする。

(3) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使請求により当社が当社普通株式を新たに発行またはこれに代えて当社の有する当社普通株式を移転（以下当社普通株式の発行または移転を当社普通株式の「交付」という。）する数は、各社債権者が行使請求のため提出した本社債の発行価額の総額を本項第 (7) 号②に定める転換価額で除して得られる最大整数とする。この場合に 1 株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

(4) 本新株予約権の行使期間

本社債の社債権者は、平成 18 年 2 月 1 日から平成 23 年 3 月 30 日（第 17 項第 (3) 号又は第 (4) 号の定めるところにより、平成 23 年 3 月 30 日以前に本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の前銀行営業日）までの間（以下「行使請求期間」という。）、いつでも、本新株予約権の行使を請求すること（以下「行使請求」という。）ができる。

(5) 本新株予約権の行使の条件

当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後本新株予約権を行使することはできないものとする。また、各本新株予約権の一部について行使請求することができない。

(6) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

当社が本社債を、第 17 項第 (3) 号または第 (4) 号の定めにより繰上償還する場合は、本新株予約権の全部を同時に無償にて消却するものとする。

ご注意：この文章は、当社の 130%コールオプション条項付第 4 回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

(7) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

- ①本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、各本社債の発行価額と同額とする。
- ②本新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当りの額（以下「転換価額」という。）は、平成17年12月14日（水）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に日本証券業協会が定める公正取引慣習規則第14号第7条の2に規定される方式による需要状況の結果等を考慮し、同日に103%から105%の範囲内で決定される値を乗じて算出される金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げるものとする。なお、上記の計算の結果算出される値が103%を下回るとき、または転換価額が413円を下回るときは、本社債の発行を中止する。なお、転換価額は本項第(8)号または第(9)号により修正または調整されることがある。

(8) 転換価額の方修正

- ①当社は、平成19年12月22日（以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の株式会社東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の終値がある5連続取引日の当該終値（気配表示を含まない。）の平均値（計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げた金額をいう。）が決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額を上記の計算の結果算出された金額と同一の金額に修正する。
- ②本号①の規定に関わらず、本号①により修正された転換価額が、当初の転換価額の80%下回る場合には、当該80%に当る金額の1円未満を切り上げた金額を、修正後の転換価額とする。ただし、当初の転換価額が決定日までに本項第(9)号により調整された場合には、当該調整後の転換価額を当初の転換価額とみなす。
- ③本号①及び②により修正された転換価額は、平成20年1月22日（以下「効力発生日」という。）以降、これを適用する。
- ④決定日の翌日から効力発生日までの間に、本項第(9)号に基づく調整後の転換価額が適用されることとなる場合には、本号①または②による修正が決定日に効力を生じたものとみなして、修正後の転換価額について当該調整を行い、算出された金額を効力発生日以降に有効な転換価額とする。

(9) 転換価額の調整

当社は、本社債の発行後、当社普通株式の時価を下回る発行価額又は処分価額をもって当社普通株式を新たに発行または当社の有する当社普通株式を処分する場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。なお、次の算式において、「既発行株式数」は、当社の発行済普通株式数から、当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。

$$\text{調整後} = \text{調整前} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行・処分株式数} \times \text{1株当りの発行・処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行・処分株式数}}$$

また、当社は、株式分割、時価を下回る価額をもって当社の普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債を発行する場合等にも、転換価額を調整する。

(10) 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本社債の社債権者が本新株予約権を行使したときは本社債の全額の償還に代えて当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込とする請求があったものとみなす。

- (11) ①本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着した日に発生する。
- ②本新株予約権の行使請求により交付された当社普通株式の配当金または商法第293条ノ5に定められた金銭の分配（中間配当金）については、行使請求が4月1日から9月30日までの間になされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までの間になされたときは10月1日にそれぞれ当社普通株式の交付があったものとみなしてこれを支払う。
- (12) 当社は、本新株予約権の行使請求の効力発生後速やかに株券を交付する。ただし、単元未満株式については株券を発行しない。

ご注意：この文章は、当社の130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

- (13) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格中資本に組み入れない額
 本項第(7)号②により決定される転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正または調整後の転換価額)から資本に組入れる額を減じた額とする。資本に組入れる額とは、転換価額(ただし、本項第(8)号または第(9)号によって修正または調整された場合は修正または調整後の転換価額)に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。
19. 新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由
 本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、かつ本社債が繰上償還されると本新株予約権は消却されるなど、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連すること、並びに、本社債の利率(上限0.1%)及び発行価額等のその他の発行条件により当社が得られる経済的価値と、本新株予約権に内在する理論的な価値及び市場環境等を考慮した本新株予約権の価値とを勘案し、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから各本新株予約権1個の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額とし、当初の転換価額は第19項第(7)号記載の方式による需要状況の結果等に基づき、平成17年12月14日(水)の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に103%から105%の範囲内で決定される値を乗じて算出される額とし、計算の結果1円未満の端数を生じた場合は、その端数を切り上げるものとした。
20. 社債管理会社 株式会社横浜銀行(代表)、三菱UFJ信託銀行株式会社
 21. 元金支払場所 株式会社横浜銀行、みずほインベスターズ証券株式会社他
 22. 登録機関 株式会社横浜銀行
 23. 行使請求受付場所 三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部
 24. 行使請求取次場所 株式会社横浜銀行、みずほインベスターズ証券株式会社、他
 25. 引受会社 みずほインベスターズ証券株式会社(代表)、日興シティグループ証券株式会社及び新光証券株式会社を幹事とする引受証券団
 26. 申込取扱場所 引受会社の全国の本支店及び営業所
 27. 取得格付 A-：株式会社日本格付研究所
 28. 保管振替機関への同意 平成13年7月30日同意書提出
 29. 上場予定日 本社債は平成17年12月22日(木)に株式会社東京証券取引所への上場を予定しております。
 ただし、上場日は変更されることがあります。
30. 本社債の利率を年0.0%とする場合は、第4項記載の社債券の形式は無記名式とし、第16項記載の利払日については、当該記載事項がないものとし、第21項記載の元金支払場所は償還金支払場所と読み替える。
31. 上記に定めるもののほか、利率の決定その他本社債の発行に関し必要な一切の事項は、当社代表取締役社長に一任する。
32. 上記各項については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

ご注意：この文章は、当社の130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

【ご参考】

1. 調達資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取概算額 4,972 百万円については、全額設備資金に充当する予定であります。

なお、設備投資計画については、以下のとおりです。

会社名 事業所名	所在地	事業の種類別 セグメントの 名称	必要性	投資予定金額		資金調達方 法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
当社 中部支店	愛知県 東海市	物流事業	物流拠点の確 保	2,000	—	新株予約権 付社債発行 資金、自己 資金	平成18年3月	平成19年10月	倉庫 19,800㎡
当社 京浜支店	栃木県 鹿沼市	物流事業	保管設備の増 強	599	397	新株予約権 付社債発行 資金、自己 資金	平成17年3月	平成17年12月	倉庫 3,960㎡
当社 関西支店	大阪府 豊中市	物流事業	保管設備の増 強	420	—	新株予約権 付社債発行 資金、自己 資金	平成18年3月	平成19年2月	倉庫 2,820㎡
当社 鹿島支店	茨城県那珂 郡	物流事業	保管設備の増 強	1,577	577	新株予約権 付社債発行 資金、自己 資金	平成18年3月	平成19年2月	倉庫 4,488㎡
当社 関西支店	大阪府堺市	物流事業	保管設備の増 強	2,600	—	新株予約権 付社債発行 資金、自己 資金	平成18年3月	平成19年2月	倉庫 19,800㎡
当社 京浜支店	神奈川県 相模原市	物流事業	保管設備の 増強	700	—	新株予約権 付社債発行 資金、自己 資金	平成18年1月	平成19年8月	倉庫 6,838㎡
当社	神奈川県 横浜市	物流事業	3PLシステム の構築	1,346	676	新株予約権 付社債発行 資金、自己 資金	平成17年3月	平成18年3月	情報ネット ワークの強 化

(注) 新株予約権付社債発行資金は、今回の転換社債型新株予約権付社債発行に伴う手取金であります。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

今回の転換社債型新株予約権付社債発行による調達資金につきましては、全額設備投資資金に充当することにより、売上高と収益の増加が見込まれます。

ご注意：この文章は、当社の130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社の利益配分につきましては、株主の皆様に対する利益還元が経営の重要政策の一つであると認識しており、長期的に安定した配当を継続することを基本方針としております。

(2) 配当決定に当たっての考え方

上記基本方針に基づき、会社の業績と配当性向、株主資本利益率などを総合的に勘案して決定することとしております。

(3) 内部留保資金の用途

内部留保金につきましては、財務体質の強化ならびに今後の競争力・収益力の向上のため有効に活用してまいります。

(4) その他

該当事項はありません。

(5) 過去3決算期間の配当状況等

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1株当たり当期純利益	12.59円	18.95円	22.78円
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	7.0円 (3.5円)	7.0円 (3.5円)	7.0円 (3.5円)
実績配当性向	55.5%	36.9%	30.7%
株主資本利益率	3.1%	4.4%	4.9%
株主資本配当率	1.6%	1.5%	1.4%

(注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

2. 株主資本配当率は、年間配当総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。

3. 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

(1) エクイティ・ファイナンスの状況

該当ありません。

(2) 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期
始値	235円	242円	337円	383円
高値	253円	360円	430円	490円
安値	202円	235円	281円	352円
終値	243円	334円	388円	485円
株価収益率	19.3倍	17.6倍	17.0倍	—

(注) 1. 平成18年3月期の株価については、平成17年12月2日現在で記載しています。

2. 株価収益率は、決算期末の株価（終値）を当該決算期末の1株当たり当期純利益で除した数値であります。

4. その他

(1) 売先指定の有無

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報等

今回の資金調達を実施することにより、直近の発行済株式数に対する潜在株式の比率は9.98%となる見込みです。

(注) 1. 潜在株式の比率は、今回発行する新株予約権付社債が、全て株式に転換された場合に交付される株式数を直近の発行済株式総数で除したものです。

2. 予想転換価額：510円（平成17年12月2日の東証終値485円5.0%アップ）

発行済株式総数：98,221,706株（平成17年10月31日現在）

以上

ご注意：この文章は、当社の130%コールオプション条項付第4回無担保転換社債型新株予約権付社債発行に関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する転換社債型新株予約権付社債発行届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断で行うようお願いいたします。